

## 所有者不明農地の解消の取組事例（岩美町農業委員会）

令和7年度所有者不明農地対策事業

### 【当該地域の所有者不明農地の概要】

・令和6年3月に、耕作者から地権者死亡しているとの連絡があったが、相続手続きが行われておらず、利用権の更新が円滑に出来ない状況となっている。

当該農地の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用権の更新に当たって、所有者が死亡していることが判明したが、相続人が多数存在する。</li> <li>・地域計画内の担い手が耕作中で更新を希望</li> </ul>
筆数や面積	5筆、7,728㎡

### 【簡潔な取り組み実績スケジュール】

探 索	5 カ月
公 示	2 カ月
促進計画認可手続	8 カ月

### 【支援地域の地図・航空写真等】

別紙のとおり

### 【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

農業会議による支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作者の意向を踏まえた対応方針及びスケジュールの決定を支援</li> </ul> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p><b>【対応方針及びスケジュール】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新期限があることから、早期の探索を行い方針を決定する。</li> <li>・相続人の一部が相続放棄を行っているという情報もあり、農地法に規定する共有者不明農地の取扱いを念頭に、年度内を目途に農業委員会による公示を完了する。</li> <li>・裁定を前提に早期に関係機関とスケジュール調整を行う。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会による取組の進捗把握</li> </ul>
農業委員会の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記名義人等の戸籍等調査</li> <li>・相続関係図の作成</li> <li>・相続放棄の申述確認</li> </ul>
解消の結果・今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者とは死別、生存している子はおらず、相続人の孫は全員相続放棄を行っていることが判明したことから、農地法による共有者不明農地として取扱い、令和8年2月の総会を経て公示を行ったところ。更新期限（令和8年12月）までに県の裁定より、利用権の更新につなげることにする。</li> </ul>
解消に当たった課題・支障となった点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が少ない中で、慎重に処理することが多い事務でもあり、まとめて時間を割くことがなかなか出来なかった。</li> </ul>
農業委員会の声	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度に処理することを目標としていたので、実務は大変だったが支援のお陰もあり年度内に目処を付けることが出来た。</li> </ul>